

ウィメンズヘルス実習の取り組み

水野千奈津 刀根洋子 瀬山紀子 野崎百合子 杉田理恵子
(Chinatsu MIZUNO Yoko TONE Noriko SEYAMA Yuriko NOZAKI Rieko SUGITA)

【要約】

本学看護学部における母性看護学実習はウィメンズヘルス実習を採用し3年目を迎えた。そこでこれまでの経緯から看護学教育の中での意味について、実習の現状と一定の成果を報告する。2014年度から2016年度までの実習関連資料（母性看護学実習要項、指導要領、実習プログラム、リアクションペーパー、標準テキスト）をもとに総括する。臨地におけるプログラムは実習目的に沿って年次によって改変されたが、講義と課題学習の組み合わせによって、DV（Domestic Violence）の当事者をはじめ、災害時の女性支援、ひとり親（シングルマザー・シングルファーザー）、LGBT（Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender）などが抱えている課題と支援の実際など注目すべき社会的トピックスを取り入れることで、母性看護の対象を周産期に留まらず、ウィメンズヘルスの観点から思考し、看護専門職者としてどのように携わらなければならないのかを捉えられていた。女性の置かれている現状と健康課題について学生の意識づけができ、結果、実習の目的ならびに目標は達成されていると考える。

キーワード：母性看護学実習 ウィメンズヘルス リプロダクティブヘルス/ライツ

I. はじめに

目白大学看護学部は、2014年度に母性看護学実習の内容を改正した。2008年の実習開始以来、臨地実習母性看護学実習2単位90時間の周産期実習（主に産科病棟、外来において妊産褥婦、新生児の看護）を行ってきたが、この年より、母性看護学実習2単位を2分し、周産期実習1単位45時間とウィメンズヘルス実習1単位45時間の内容に改めた。試行錯誤を経て3年を経過した。本稿では、ウィメンズヘルス実習を採用した経緯から看護学教育の中での意味について、実習の現状と一定の成果、そして今後の課題について報告する。

II. ウィメンズヘルスの概念と女性の健康

1985年の第3回世界女性会議（ナイロビ会議）を

通じて、「女性の権利は人権である」という提言が世界的に広まって以来、徐々に女性の権利とりわけリプロダクティブヘルス/ライツ（Reproductive Health/Rights）の概念は、社会に受け入れられてきている。女性を中心とした医療改革も進められてきた。女性が一人の人間として尊厳をもって遇されるとき、女性の健康はそれまでの妊娠出産を巡る産科医療を中心とした母性看護学から、女性の生涯の健康を守り支援するという考え方に変わってきた。

この20年、日本の女性の平均寿命は世界一を更新し続け、2015年の厚生省の調査では87.05歳である¹⁾。しかし、女性は生命の尊厳や自立を含めた健康でいられる年限すなわち健康寿命が男性に比べ相対的に短いと言われている²⁾。

生命の延伸とともに、その生活の質（Quality of Life；QOL）をいかに守るかは、生まれてから一生のヘルスケアにかかっている。特にホルモン環境の変化

みずのちなつ：目白大学看護学部看護学科
とねようこ：目白大学看護学部看護学科
せやまのりこ：埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま
のざきゆりこ：目白大学看護学部看護学科
すぎたりえこ：立教大学大学院文学研究科比較文明学専攻 博士後期課程

に影響を受けやすい女性は、加齢とともにいかにうまく歳を取るか (Well-Aging ウェルエイジング) が QOL 維持についての重要な鍵を握っている。

ウィメンズヘルスとは、女性の一生すなわち、全てのライフステージにおけるヘルスケアであり、治療から予防へのパラダイムシフトともいえる。思春期や更年期も長い一生のスパンで考えることが重要である。

Ⅲ. 母性看護とウィメンズヘルス

1. 母性看護学の基盤とその位置づけ

セクシュアリティの健康を守るためには各ライフサイクルにわたって、性と生殖に関する側面が及ぼし培ってきた身体的・社会的・心理的特徴を女性自らが理解し、意思決定できるように支援することが重要であり、看護師にはその知識および技能が必要となる。ここに母性看護学の基盤となる考え方を以下の3点にまとめた。

まず1点目に『リプロダクティブヘルス/ライツ』がある。リプロダクティブヘルス/ライツとは「人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること」(1994年カイロ国際人口開発会議)と定義された。またリプロダクティブライツに関して北京行動綱領において「女性の人権には強制・差別および暴力のない性に関する健康ならびにリプロダクティブヘルスを含め、自らのセクシュアリティに関する事柄を自由に責任もって決める権利が含まれる」と定義されている。これには、女性の自己決定権が重要視されている。

2点目にセクシュアリティ (sexuality) がある。これは、米国で全米性情報・性教育会議 (1964年) が設立されたのを契機に、男女の性別による sexuality の概念を表す用語として定義された。男女の性別による身体的特性 (sex) のみならず、心理学的・社会的特性 (gender etc.) としての性反応や性行動を含めた概念である。これらは母性看護において、母親になる過程が人間のセクシュアリティの成果として開始される点や、さらに性差やセクシュアリティに関連した反応を考慮しなければならないことからリプロダクティブヘルス/ライツと共に、看護師は生命尊重の価値観を身につけ、そのためのケアの様相や方法を考え実

践することが重要となる。

3点目に家族中心の看護 (Family Centered Care) の考え方が基盤となる。親役割獲得が難しい今日、健全な次世代育成支援の観点から、新しい家族を迎える時期を家族発達の機会として、家族を中心とした1つの家族システムとしてとらえ、母性看護学では女性と女性をとりまく人々を対象に看護を提供する必要性が求められている³⁾。つまり、思春期から更年期までのライフサイクルにある女性にとってはその母親と父親を中心とする家族、女性とその夫 (またはパートナー) と子どもで構成される家族、マタニティサイクル期にある女性に対しては、その女性と夫 (またはパートナー) や児によって構成される。このことから、女性の生涯わたる期間に母性看護は関わっていることがわかる。

以上より、広義の母性看護学は女性の「リプロダクティブヘルス/ライツ」の保証を前提とし、母性の健康を保持増進することと次世代を担う子供を健全育成することを目的としている。その上で、これらに必要な知識・技術・態度を学修するものである。さらにその対象の範囲は女性の一生を視野に入れた広い範囲とする特徴がある。

2. 母性看護学とウィメンズヘルス

母性看護学において対象となる“母性の対象”とは、わが国では厚生省 (1966年) 公示の母子保健法の実施要領に遡る。この中で思春期から更年期にわたる期間にある女性を母性保健の対象としている。また世界保健機関 World Health Organization (WHO) の母性保健委員会では「母性とは、現に子どもを産み育てるべき存在、および過去においてその役目を果たしたもの」と定義し母性保健の対象としている⁴⁾。このことから、母性看護における対象は母性の健康増進を目標として「母性」としての女性や母親、その子ども、家族としての父親を対象とするものであることがいえる。さらに、「子どもを産み育てている生物学的な女性であることによる特質」という狭義の概念から心理・社会的特性が拡大し、どの年代の女性にも該当する概念として解釈されており⁴⁾、母性看護の果たす役割は、単に周産期における対象に特化したものではなく、女性の生涯における健康、前述のウィメンズヘルスを支える看護であることがいえよう。

IV. 母性看護学に求められる役割

近年日本において看護師は、社会の多様な変化や医療ニーズに応じて、問題を解決する実践的な能力が求められている。

母性看護の視点においては、社会の様々な価値観の変化に伴い晩婚化・少子化が進み、母子の孤立、地域における子育て機能の脆弱化、母親の育児負担感や不安、虐待などが問題であり速やかな解決手段を有する人材が求められ、同時にこれに関連する人材育成が望まれている。

しかし、日本における看護学教育の場面においては、概論や方法論の後に展開される臨地実習において、母性の対象をマタニティサイクル期に焦点をあてた実習が行われている。その背景に、周産期におけるケアが実施されている病院や診療所には母性看護における多くの看護専門職が在籍しており⁵⁾、看護学実習が展開しやすいなどがある。そこに母性看護の臨地実習において偏りと社会からの看護専門職に対する要請と乖離する一端があると考えられる。

今日、社会がウィメンズヘルスという考え方、女性の生涯発達と健康支援するという考え方を受け入れてきつつある。そして、母性看護学は歴史的にみると、対象、基盤においてそのフィロソフィーを持っている。しかし、母性看護学実習では今日においてはその需要が一層増しているのにも関わらず、それら（生涯発達と健康支援）を経験する機会が少ない。

V. 目白大学看護学部におけるウィメンズヘルス実習の概要と位置づけ

先述したとおり、母性看護学（狭義）からウィメンズヘルスに対する社会の認知と医療への期待は、看護にも当然求められてくる。周産期母子の看護をとっても、地域家庭でのセルフケアは然り、生活環境や家族関係、労働環境を始めとした社会環境の変化に、リプロダクティブライツについての幅広い知識と視点が必要になってきている。例えば、孤立した育児や産褥うつ、こども虐待やドメスティックバイオレンス（DV）などである。これらは、女性の健康を支援することが、施設での周産期のケアを超えて、女性の権利や尊厳と安全・自律と無関係ではいられないことを意味している。そして、これらの学習は、周産期実習という従来

の枠組みでは、限界があることは明白であり、まさに病院の外で起こっている、様々な女性の事情に触れ考えるウィメンズヘルスの視点は学習上必至であった。

この数年、少子化と入院日数の短縮、実習受け入れ施設の獲得に各大学が汲々としていることがあり、厚生労働省は平成27年9月に母性看護学実習及び小児看護学実習について病院以外の施設実習（学内演習も含む）を臨地実習として認める旨の通達を出した⁶⁾。ウィメンズヘルス実習を開始した契機は、ある意味では苦肉の策ではあったが、実習の必要性については異議のないところであった。またそれは1週間で学ぶことになった周産期実習の成果との闘ぎあいでもあった。以下に、本学が導入しているウィメンズヘルス実習の概要について述べる。

1. 実習目的ならびに目標

母性看護学実習のねらいは、「女性の生涯をとおした健康の視点から、対象となる女性（母親）および男性（父親）、そして子ども（胎児・新生児）の特性に関連した対象への理解と健康への支援に必要な知識および技術を習得するための臨地実習である」とした。その上で、ウィメンズヘルス実習を、リプロダクティブヘルス/ライツの観点から、思春期の男女と、成熟期以降の非妊時における女性に関わる人々の健康な生活を維持向上させる看護を学ぶことをねらいと設定した。ウィメンズヘルス実習の実習目的ならびに目標は以下のとおりである。（表1）

表1 ウィメンズヘルス実習における実習目的ならびに実習目標

[実習目的]

女性の生涯にわたる健康（ウィメンズヘルス）の維持・増進にとって、社会環境の変化やそれに伴う問題が女性の健康にどのように影響しているのかを理解し、その解決方法を学ぶ。

女性の健康や生活を支える法制度や政策、地域の施設や情報活用をはじめとしたヘルスリテラシーについて知り、ライフサイクルやライフコースの様々な段階における、女性の意思決定を支えるために必要な知識や態度を習得する。

[実習目標]

- 1) 女性のライフサイクルにおける健康の特徴を理解し、健康の維持・増進に関わる要因が理解できる。
- 2) 女性の健康と社会環境との関連性が理解でき、女性の健康に影響される課題をあげることができる。
- 3) 女性の健康を維持・増進するために、リプロダクティブヘルス/ライツに関わる意思決定を支えるために必要な知識や技術がわかる。

2. 実習生概略

対象学生は学部3年生であり、基礎看護学実習を終了し、母性看護学をはじめとする各論における実習（以下、実践領域実習）を学修している。この実践領域実習は、6月上旬から12月中旬にかけて実施している。ウイメンズヘルス実習は、この期間内に3クール（1クール/週、1クールあたり学生35名程度）に分けて実習しており、ウイメンズヘルス実習で学んだ内容が、その後に控えている実習に繋がっている。

3. 実習内容

(1) 実習施設について

実習先の埼玉県男女共同参画推進センター（愛称：With Youさいたま）は、平成14年に開設された、埼玉県が運営している「男女共同参画の総合的な拠点施設（埼玉県男女共同参画推進条例第11条）」と位置付けられた施設である。センターでは、年間を通じて、一般県民に向けた講座事業や、県内市町村職員に向けた研修、また高校や大学での出前講座が実施されており、就業支援施設である県の女性キャリアセンターが同居している。また、約39,000冊の蔵書がある男女共同参画に関する専門図書館（情報ライブラリー）、個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じるとともに配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ年間約8,000件の相談対応をしている相談室、一般貸出をしているセミナー室等の施設がある。

(2) 実習内容

まず臨地実習に向かう前にウイメンズヘルスを支えるために必要な知識の確認と補完の目的で学習に取り組んだ。各設問に関してその事象の問題と背景について明確にした上で、施設実習での学びを深めた。（表2）また臨地実習の終了後には、『ウイメンズヘルスと看護職の役割』のテーマに沿って、実習中に学んだことを中心に看護職として果たす役割とその必要性を、女性と女性を支える人々と彼らを取り囲む社会的背景、健康そのものや健康を維持増進させる要因を阻害する事柄などの客観的事実を出しながら考察する内容のレポートを提出している。

臨地実習では、施設の特徴を生かし、ライブラリーの資料を使った課題学習をベースに施設職員による男女共同参画の基礎講座、DV、デートDVについての講座、その他県機関等によるゲスト講座等を実施して

表2 事前課題内容

【事前課題】

- 以下の語句を調べよ。
 - ・リプロダクティブヘルス/ライツ
 - ・ジェンダー不平等性
 - ・家族の発達と親性の発達
 - ・女性性の発達、母性の世代間伝達
 - ・労働力率の変遷とわが国の特徴
 - ・セクシャルヘルス/ライツ
- 女性のライフサイクルにおける健康の特徴、健康の維持・増進に関わる要因を、ライフサイクルごとに挙げよ。
- 女性が自身の健康を自立しにくい背景を述べよ。その上で、自身の健康を自らの意思によって維持増進するために看護職として必要な役割を述べよ。

いる。（表3）課題学習のテーマは、実習の主旨にあうテーマとし、かつライブラリーに課題学習をする際に参考となる資料が複数あるものという基準で決定した。これまでに取り上げたテーマは、①若年層のDVの現状と必要な対策、②DVの現状と課題、③ワークライフバランスの現状と取り組み、④男性の育児休業取得の現状と海外との比較、⑤女性外来の由来ならびに現状の取り組み、⑥災害時の女性支援の実際とその背景と取り組み、⑦外国人女性の抱えている課題、⑧看護師のワークライフバランスなどの課題をベースに、昨今の日本における課題や注目すべき社会的トピックスでもある、ひとり親（シングルマザー・シングルファザー）ならびにLGBT（Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender）の抱えている課題を取り入れている。

課題の選定は、学習に入る前に、学生が自主的に選ぶものとし、1つのテーマについて、概ね5～6名程度のグループをつくり、実習期間を通じて、グループでテーマについての学びを深め、最終日には、各グループから10分程度、各課題について考察した結果を発表するものとした。

講義については、男女共同参画推進センターにおける事業の紹介後、特に将来看護師等として働かれていくことを念頭に、30代の女性就業者が、仕事と子育てとの両立の困難を理由に離職している現状や、男性を中心にした長時間就業の現状、ワークライフバランスの課題などについてデータを示しながら説明した。また、センターで実際に相談を受けている相談担当職員から、DVやデートDVの実情や、DVのメカニズム、被害者支援の現状について説明し、特に、看護師として将来病院等で、DVの発見者になることが予想されること、その際に注意すべきことなどを話した。

表3 臨地におけるプログラム (平成28年度分)

1日目	2日目	3日目
6月21日(火)	6月22日(水)	6月24日(金)
7月26日(火)	7月27日(水)	7月29日(金)
11月8日(火)	11月9日(水)	11月10日(木)
10:00-10:50 ガイダンス 三日間の流れ With You さいたまについて	10:00-11:10 DV、デートDVについて (担当 主任相談員)	10:00-10:50 女性キャリアセンターからの情報提供 (担当 女性就業&チャレンジ担当)
11:00-12:00 ライフデザインと男女共同参画 (担当 所長)	11:20-12:00 DVD “自分をとりもどす -DV サバイバーからの声”(34分)	11:00-12:00 関東農政局 7月29日のみ 11:00-12:00 埼玉労働局雇用均 等室
12:00-13:00 昼休憩		
13:00-14:00 グループ毎のテーマ決定 若年層のDV 現状・必要な対策・できること/DVの現状・課題/ワークライフバランスの現状・取組/男性の育児休業取得・現状・海外の取組/女性外来の由来・現状・取組/災害時の女性支援・なぜ必要なのか(背景)・取組/外国人女性の抱えている課題/看護師のワークライフバランス/LGBTと医療	13:00-14:00 埼玉労働局雇用均 等室 女性の働く場における課題	グループ発表 グループ発表 10+質疑応答 5 (各 15分×8)
14:10-15:10 図書室の使い方ガイダンス(司書) 図書館での課題学習	14:00-14:30 子育てしながら働く ことについて (担当 成田)	13:20~14:20 4グループ発表 10分休憩
15:30-16:00 全体での作業確認(進捗状況の報告)	14:40-15:40 障害と女性 (担当 黒須&瀬山)	14:30~15:30 4グループ発表
	15:45-16:00 2日目の振り返りまとめ	15:40-16:00 全体の振り返り+まとめ(30分)
	7月27日のみ 性暴力被害者支 援セミナー SAIN 性暴力被害 者支援看護職に ついて 講師 山本潤	

講座では、よりDVについて身近に感じてもらうと、参加型の寸劇を取り入れた。

また、働く中で直面する可能性のある妊娠出産や育児について、法律的な知識を伝えるため、労働局の雇用均等室の職員の派遣を受け、病院で働く看護師をモデルにした困難事例の検討をするグループワークをいれた講義を実施した。このほか、センターの近隣施設である、関東農政局からの出講で、女性農業者支援の取組等について、ゲスト講師を招いた講座をとり入れた。

実習の1日目は、午前中に施設の事業紹介を含む座学での研修を行い、午後からライブラリーの紹介と課題学習に関する関連図書の紹介を行い、課題について考える自由学習の時間を設けた。2日目は、1日を通して、テーマ別の座学での研修を行った。3日目については、大学で各課題についてまとめる時間を行った。最終日の4日目は、午前中にセンターで提供する座学を行い、午後から各グループからの課題学習の成果発表の時間を設けた。(図1, 2)



図1 学生による課題学習発表
(寸劇を交えたプレゼンテーション)



図2 学生による課題学習発表
(作成した動画を用いながらのプレゼンテーション)

VI. ウィメンズヘルス実習の学びとその意義

学生の各プログラム終了後におけるリアクションペーパーにて実習からの学びに関連する記述内容を以下に紹介する。

まず、実習目的である「ウィメンズヘルスの維持・増進にとって、社会環境の変化やそれに伴う問題が女性の健康にどのように影響しているのかを理解する」に関して挙げる。『母性看護という妊産褥婦や新生児のイメージが強くウィメンズヘルスという視点では考えたことがなく、最初は少し戸惑ってしまったが、調べるうちに自分に関係のある話だとわかり興味が持てた』、『女性について社会的な問題や感情など様々な視点から改めて振り返ることができた』、『他国と比較し、(女性の)社会進出面、給料面で男女差が大きく、劣っていることがわかり、今後意識をもって看護の対象者に関わらなければならないことがわかった』などが多くあった。このことから、母性看護の対象を現実社会に起きている事象と照らして考えられ、WHOの健康の定義である『健康(健康とは単に身体的心理的社会的な側面にとらえるものではない)』の維持ならびに向上していくために何が必要不可欠であり、それをふまえ自らが看護専門職者としてどのように携わらなければならないのかを捉えられていることがわかる。さらに、国内外における視点で思考されている様子から、よりグローバルな観点で学んでいることがうかがえる。

また「女性の健康や生活を支える法制度や政策、地域の施設や情報活用をはじめとしたヘルスリテラシーについて知り女性の意思決定を支えるために必要な知識や態度を習得する」に関しては、『周りの女性で社会のこと、性(生)のことなど困っている人がいれば、それに見合った講座や相談できる場を紹介したい』、『時代の変遷に伴い様々な法律や制度が見直され改正されているが、未だ形式のみになっているものが多いことがわかった』などがあった。女性の健康を支える機関が病院をはじめとする医療施設だけでなくことを実体験として習得していた。また「政策」と現実には起きている事柄に対する「政策の運用」が看護に生かされていない側面を理解していた。さらに『女性自らが持っている権利を知り、これを有効に使えるかどうかを、一般的な看護の知識だけでなく関連法規などの知識をもって携わることが重要であり、必要とな

る情報の周知も課題である』、『国の体制や地域でどのようなサポート体制が整っているのかということ把握し取り組むことが大切である』など、ウィメンズヘルスを支えるために必要な解決すべく課題に対し看護専門職を目指す者としてそれぞれが必要となる視点を見出していた。

これらの学生の反応より母性看護の対象を周産期に留まらず、ウィメンズヘルスの観点から学ぶことができていると考える。さらに既習した学問との関連性とその重要性について指摘していることから、看護専門職者として果たす役割とその自らの準備性、また自身のライフコースや将来設計を意識する機会となっていることが示唆された。学生個人の成長を促す一端が、本取り組みにある点において非常に意義深いものであると考える。

VII. まとめ

女性のライフサイクルを中心にその役割の多様化、人口動態やそれに伴う生活環境の様々な変化など、母性の対象となる支援は質的量的にも変容し、母性看護が果たす役割や期待が高まっている。さらに看護専門職として高い実践能力をも求められている。しかし、2008年に看護師課程における指定規則では専門分野の構造が変更されたが、母性看護学自体には単位数等含め変更はなく約20年間大きな改正がなされず現行カリキュラムが運用されている⁷⁾。これらをふまえ、目まぐるしい社会の変化や、その多様な要請に対応すべき時代に即した取り組みが早急に必要であるといえよう。今後、さらに学生自身のリプロダクティブヘルス/ライツを意識した、母性看護の対象の健康の維持増進となる知識および技術、態度の獲得に繋がるよう更なる教育手段の工夫と創出が課題であると考えられる。

【文献】

- 1) 厚生労働省：平成27年簡易生命表
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life15/>
 (H28.9.20確認)
- 2) 太田博明 編：ウエルエイジングのための女性医療、メディカルレビュー社、2011 世界保健機関(WHO)：The World Health Report, 2002より
- 3) Katharyn A., May, Laura R Mahlmeister：Comprehensive Maternity Nursing, 2 Family-Centered Maternity Care, Lippincott, Philadelphia, 1990, p.22-23

- 4) 森恵美 編：母性看護学概論, 第12版, 医学書院, 2014
- 5) 前原澄子：母性看護学の概要, 看護と情報, 15, p8-12, 2008
- 6) 厚生労働省医政局看護課長：「母性看護学及び小児看護学実習について」医政看発0910第5号 平成27年9

- 月1日
- 7) 日本看護協会：厚生労働省等の看護行政の足跡
<https://www.nurse.jp/home/publication/pdf/2009/hojyokan-60-5> (H28.9.20確認)

(2016年9月30日受付、2016年12月5日受理)

Challenges for women's health training

Chinatsu MIZUNO¹⁾, Yoko TONE¹⁾, Noriko SEYAMA²⁾, Yuriko NOZAKI¹⁾, Rieko SUGITA³⁾

[Abstract]

In 2016, the third year since nursing science training in this school's Nursing Science Department adopted women's health training, this document reports the training's current status and fixed results so far. To communicate this detailed information, we created a summary based on training-related materials (e.g., important points in maternity nursing training, curriculum guidelines, training programs, reaction papers, standard textbooks) from 2014 to 2016. Onsite programs alter depending on the year's training purpose, but by incorporating attention-deserving social topics, students considered maternity nursing as not limited to the perinatal period, but to include women's overall health and the realities of their support. Examples include persons involved in DV (domestic violence), support for women during disasters, single parents (mothers and fathers), and issues faced by LGBT (lesbian, gay, bisexual, transgender) persons. Combined lectures and task-based learning helped students grasp how they must engage as nursing professionals. Students achieved awareness of current conditions and health issues that women face. As a result, I believe, the training's purpose and goals have been achieved.

Keywords : Nursing Science Training, Women's Health, Reproductive Health/Rights

1) Mejiro University Department of Nursing Faculty of Nursing

2) Saitama Prefectural Center for Promotion of Gender Equality

3) Rikkyo University Graduate School of Arts the Comparative Civilizations Doctoral Course